

## 公契約法・公契約条例の制定を求める意見書

2011（平成23）年8月31日

佐賀県弁護士会

### 意見の趣旨

当会は、佐賀県内の全地方公共団体に対して、公契約条例の制定を求めるとともに、国に対しては、公契約法の制定及び全国の地方公共団体に対する公契約条例制定に向けた支援を求める。

### 意見の理由

#### 1 公契約法・公契約条例の意義

公共工事の発注、業務委託等の形で、国や地方公共団体が民間企業・団体（事業者）と締結する委託契約（公契約）に基づく業務に直接・間接に従事する労働者の最低賃金額の遵守を、その委託契約の条件として受託事業者に対して義務づける法規を「公契約法」ないし「公契約条例」という。

具体的には、ある地方公共団体の公共工事の発注において、その工事を受注した事業者は、この工事に従事する自社従業員に、条例で定める最低賃金額以上の賃金を支払う義務を負うほか、下請け・孫請け企業もその工事に従事する従業員に対して条例で定める最低賃金額以上の賃金を支払う義務を負うこととなる。

#### 2 公契約条例の現状

世界的には、同種の法令はフランスのパリ市が最初と言われ、その後にアメリカ合衆国の各州やイギリスに広まっていったとされている。

アメリカでは同種の条例を「Living Wage（リビング・ウェッジ）条例」と呼び、カリフォルニア州をはじめ多くの州で定着してきている。

このような法令が発足した背景事情としては、「よい賃金を与えて行政によりよい労働を提供してもらおう」という発想が行政側に存在するとの報告がある。

また、公契約に関する賃金を高くすることについては「財政圧迫」などの批判も懸念されるところではあるが、ロサンゼルス市当局などからは「労働者の生活水準が上がり、その分だけ福祉的な支出が減るという意味で、納税者にもメリットがある」との指摘もあり、市民からの目立った反対論はないとの報告もある。

我が国においては、千葉県野田市議会が2009年9月に全会一致で公契約条例を成立させたのを皮切りに、川崎市議会でも2010年12月に全会一致で成立させている。

その後も東京都多摩市、相模原市等で条例に向けた準備がなされている模様である。

### 3 労働環境の現状

厚生労働省の年次報告書「平成23年度版労働経済の分析」によれば、本年1～3月期の完全失業率は4.7%と、2009年以降は改善傾向にあるものの依然として高水準のままである。

「九州・沖縄」ブロックの完全失業率は全国平均よりも高く、しかも2010年以降は再度「上昇傾向」にある。

他方、「雇用形態別雇用者数の推移」では本年1～3月期において「パート・派遣・契約社員等」（いわゆる「非正規」）が35.5%と過去最高水準に達している。

「時間当たり賃金」については、「正規」の若年層が1000円程度で、これが年齢が高くなるほど上昇して、50歳代になれば約2400円に達するが、他方の「非正規」は年齢が上昇しても1000円程度のまま一定で上昇しないため、50歳代になるとその格差は2.5倍近くに達する。

そして、「雇用形態別にみた労働者構成」については、「正規」は「継続勤務者」の割合が「転職入職者」（勤続年数5年以下の労働者）の2倍以上の割合だが、「非正規」は圧倒的に「転職入職者」の割合が高い。

また、「非正規の常雇」、すなわち非正規雇用者でありながら雇用期間の定めがないか1年超という雇用者についても、長期的に増加傾向にある。

以上のように、我が国、特に九州・沖縄地域においては、雇用情勢の厳しさが続くうえ、ようやく職が見つかったと思っても中途採用などの場合は基本的に「低賃金の非正規」の仕事に就くこととなり、何年働いても賃金が上昇しない、という状況にある。

そのため、厚生労働省も「人件費抑制傾向の強まりのもとで正規から非正規への代替の進行が懸念される」と指摘している。

なお、「34歳以下の有配偶者率」は「正規」が約40%に達するのに対し、「パート・アルバイト」では6%そこそこ大きな開きになっており、非正規従業員の増加は、「少子化の加速」といった我が国の社会構造にも深刻な陰を落とすことになっている。

### 4 公契約法・公契約条例の有用性

労働環境の改善、特に賃金水準の引き上げには最低賃金の引き上げが有効な方法ではあるが、最低賃金が生活保護基準を下回る逆転現象も指摘されるなど、必ずしも労働条件の改善につながっていないうえ、近年の厳しい経済事情のもとにおいては、最低賃金の急激な引き上げには問題点も指摘されている。

これに対し、公契約法・公契約条例による最低賃金規制の場合は、「公契約」に基づく労働の対価のみが対象であるが、アメリカでは「リビング・ウェッジ条例」の制定により、その地域全体の賃金水準引き上げの効果が生じているとの報告がある。

我が国においても野田市では、公契約条例を施行した2010年2月以降に清掃委託業務に従事していた労働者の賃金は1時間あたり101円上昇したが、賃金の上昇がその地域全体の賃金水準の底上げに寄与することが期待される。

## 5 公契約法・公契約条例制定の必要性

国際労働機関（ILO）においては、1949年に、公の機関を一方の契約当事者として締結する契約においては、その契約で働く労働者の労働条件について、国内の法令によって決められたものよりも有利な労働条件とする条項を、その契約の中に入れることを求めた「公契約における労働条項に関する条約」（94号条約）が成立している。

この条約について我が国はまだ批准していないが、59か国がすでに批准しており、公契約法・公契約条例の制定は世界的な流れといえる。

また、最低賃金は、前述のとおり、大幅な引き上げを早急に行う見通しが立っておらず、他方で公契約法・公契約条例には、賃金水準の底上げのきっかけとしての期待が高い。

憲法の生存権規定や地方自治法の目的規定を引用するまでもなく、国や地方公共団体には国民・住民の健康で文化的な生活の保障や、福祉・社会保障の向上・増進の責務もあるが、加えて、前述のロサンゼルス市当局における報告にもあるとおり、地域の労働者の生活水準の向上は、福祉的支出の減額、税収の増加等、国や地方公共団体にも大きなメリットである。

また、日弁連や当会が長年取り組んできた多重債務問題の関係においても、多重債務問題の背景に「低所得」等の貧困問題の陰があり、多重債務状態に陥った場合には様々なトラブルのリスクも高まるという問題があるが、労働者の生活水準の向上は、多重債務を含めた様々なリスク回避にもつながるものと期待される。

## 6 まとめ

本年4月14日付の日本弁護士連合会「公契約法・公契約条例の制定を求める意見書」でも指摘されているとおり、公契約法・公契約条例は、深刻な社会問題化しているワーキング・プア問題解決の大きな糸口となるものと考えられる。

したがって、当会は、佐賀県内の各地方公共団体に対し、公契約条例の制定を求めるとともに、国に対し、公契約法の制定及び全国の地方公共団体に対して公契約条例制定に向けた支援を行うことを求めるものである。

なお、当会は、生活保護問題専門相談や労働問題専門相談の開設など、貧困問題、すなわち生活困窮者等の支援のための取組をしてきたところであるが、今後も積極的に生活困窮者対策に取り組んで行く決意である。

以上